

福 議 委 号
平成26年11月28日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

総務教育常任委員会
委員長 熊 野 茂 夫

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、福島町議会定例会9月会議(平成26年9月19日)において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第147条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調査事件	(6) その他所管に関する事項について (各諮問会議の活動状況について)
調査期間	平成26年11月10日(1日間)
出席委員	委員長 熊野茂夫 副委員長 川村明雄 委員 佐藤孝男 委員 滝川明子 委員 平野隆雄 委員 溝部幸基
欠席委員	なし
委員外議員	なし
出席説明員	町長 佐藤卓也 副町長 竹下泰弘 教育長 盛川浩二 総務課長 中島俊悟 総務課課長補佐 小村田 総務課参事 谷藤悟雄 総務課企画グループ係長 大田 学校課長 飯田富憲 学校給食センター次長 大原 生涯学習課長 阿部憲一 生涯学習課生涯学習グループ係長 福原貴之
議会事務局職員	議会事務局長 石堂一志 議会グループ次長 前田勝広 議会グループ主事 沢田元気

[委員会意見]

調査事件 4 その他所管に関する事項について

(各諮問会議の活動状況等について)

(平成 26 年 11 月 10 日調査)

本調査は、本年 9 月開催の予算審査特別委員会での質疑・意見交換において、一部諮問会議の未開催の状況や関係部署との連携不足などの指摘があり、本委員会が所管する執行機関の各諮問会議の活動状況等を確認するためのものです。各諮問会議の開催状況、議案及び審議結果の概要等が示されたことから、これらの内容等を調査したものであり、その調査結果の主な内容は次のとおりです。

【調査の論点と意見】

(1) 各諮問会議の開催と時期について

今回示された資料では、年に 1 度も会議が開催されていない諮問会議が複数ありました。それぞれ法律や条例に基づき、設置されたものであり、少なくとも年に 1 度は状況確認・情報交換を含めて会議を開催すべきと考えます。また、それぞれの審議項目と整合性を持った適切な時期に会議を開催していただきたい。

(2) 福島町特別職報酬等審議会に関連して

当該条例の所掌事項の文言中に「議員報酬」とあるが、平成 21 年度より当町議会は通年議会の考え方にに基づき、「議員歳費」として議会基本条例及び議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例を整理しています。改正から既に 5 年を経過していることも考慮し、行政においても例規を当該文言に見直すことを検討していただきたい。

(3) 福島町表彰審議会に関連して

町内会に対する交通安全感謝状の表彰は表彰規程外の対応であり、後 2 年で終わるとの説明でした。表彰規程外の対応であることも斟酌し、あえて 2 年とせず全ての町内会の表彰を来年度に終わることで検討していただきたい。

(4) 諮問会議の一元化について

総合計画審議会とまちづくり諮問会議は一元化に向けた統廃合を検討すべきと考えます。一元化しても、計画と行財政の二つに部会分けをすることで、従来行われているそれぞれの役割を果たすことは可能と考えます。また、行政評価の外部評価も計画段階から議論している委員会が行うことで、より中身の濃い評価に繋がるのが期待できます。

なお、従前はこのような問題は行政改革大綱の中で総体的な視点と住民参

画の中で検討されていると思いますので、早期にこのような対応を進めることが必要です。

(5) 福島町学校給食センター運営協議会に関連して

福島町学校給食会の内容が示されているが、同会は平成 22 年に町からの学校給食に関する補助金の使途及び運営を適正に管理することを目的に設置され、現在に至っています。このことは、諮問会議である学校給食センター運営委員会が補助金の受け皿になることは、補助金の支出上好ましくないと、判断したことによるとのものと理解しています。しかし、現実的には当該補助金をさらに「給食会計」に支出していることから、「給食会計」の位置付けを明確にした上で、福島町学校給食会のあり方を見直し、直接「給食会計」に支出する方向での整理を検討していただきたい。

(6) 男女共同参画について

各諮問会議に女性委員の比率を高めることと、若い委員を増やすことを目標に掲げ広く町民参画に向けて取り組む努力をしていただきたい。特に、女性委員については、第 5 次福島町総合計画基本計画（案）の中で、「男女共同参画」の項目を設け、施策として「女性の視点で捉えた意見を行政運営に反映します。」としていることを念頭に進めていただきたい。

(7) その他

福島町社会教育委員会と福島町スポーツ推進委員に関連した町民プール無料化の関係及び福島町総合計画審議会に関連した北海道新聞の総合計画策定が 1 年遅れたことの記事内容に対する行政側の捉え方の確認関係については、今後においてそれぞれ開催予定の特別委員会の中で意見交換・議論を行うことで確認しています。

(8) 総体意見

執行者側は各諮問会議が、まちづくり基本条例の理念である町民参画の場と位置付けて、きちんとした諮問内容の方向性を示して議論を進めることが大事であると考えます。今一度、何のために諮問会議があるのか、何故、設置しているのかを再確認していただき、各諮問会議の委員の出席状況も踏まえ、町民参画による協働のまちづくりを進めることが厳しい状況にあることも認識し、今後において重要な役割を持つ諮問会議の効果的な活動展開に繋げることを強く期待します。また、各審議会の活動状況（開催内容・結果の概要を含む）を町広報紙・HP に一定のコナーを設けて分かりやすく町民に情報提供することを検討していただきたい。

なお、経済福祉常任委員会が所管する各諮問会議の活動状況等もきちんと検証し、本委員会がまとめた論点意見を踏まえた活動に期待します。